

2013年(平成25年)3月12日 火曜日

Q 期間1年で契約社員を雇いましたが、何度か更新しています。今後、期間満了で契約を終了する場合、注意する点はありますか。

A 期間を定めて労働契約を締結した場合は、契約更新を行わなければ期間満了によつて契約は終了するのが原則です。しかし、ある一定の場合には、期間満了を理由とする契約の終了ができなくなります。

契約の終了が許されなくなるかどうかは①職務内容②雇用管理区分③当事者の主觀④更新手続き⑤他の労働者の更新状況－などから判断されます。そのため期間を定めて従業員を雇用する場合には①職務内容を正社員と異なるものにする（一定期間で終了する補助的

雇用継続の期待あれば

業務等)②「嘱託」「臨時」等の地位に就かせる③継続雇用の期待を持たせる言動を行わない(更新されないことがあり得る旨明示する)④更新時は面接、審査を経て、新たな契約書を作成するなどを検討する必要があります。

また、過去に同様の従業員が雇い止めされていれば、従業員の雇用継続の期待が否定されやすくなります。最後の更新時に「次回更新しない」旨の不更新特約をすることと、雇郎)(弁護士 松田健太

なお3回以上更新していたり、1年を超えて継続勤務している場合は、期間満了の30日前までに従業員に予告をしなければならないことも可能です。有期労働契約を締結するには更新の有無の明示と、更新があり得る場合はその基準を示すべきとされていますので、これに従っている場合は契約が終了する可能性が高くなります。